

京都市告示第 39 号

京都市百井青少年村条例第4条ただし書きの規定に基づき、京都市百井青少年村の一部施設を休所します。

令和2年4月3日

京都市長 門川 大作

1 休所する施設

宿泊棟（山の家及びロッジ）

2 休所する期間

令和2年4月4日（土）から令和3年3月31日（水）まで

3 休所する理由

施設の老朽化により、適切な宿泊サービスが提供できないため

4 備考

宿泊棟以外の交流センターやテントサイトについては、通常どおり御利用いただくことができます。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）